

令和2年度施策評価表(平成31年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	01 市民と行政の協働によるまちづくり
上位政策	01 計画を推進していくために
施策統括課	生活文化課 施策統括課長名 島崎 律照
関連課	秘書広報課、財政課、総務課、生活文化課
関連する個別計画等	協働の指針、市民参加・情報提供の指針
予定計画事業	地域のつながりづくり、市民と行政によるまちづくり、市民との対話
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主役は言うまでもなく市民である。市民活動団体などと行政がそれぞれの特長を活かしながら協働し、多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みに努める。協働体制を強化していくためにも、市民と行政との信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的な情報の共有化を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
01-01 市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・価値観やライフスタイルが多様化する中、地域が発展し住みやすいまちとしていくためには、より多くの市民が主体的に地域に関わりを持ち、市民と行政とが対等な立場でそれぞれの長所を生かしながら、地域の課題解決のために協力し、協働のまちづくりを進めていく必要がある。その基となる「協働の指針」を平成29年度に改訂した。今までの協働事業についての検証・課題の整理を行い、これからの協働事業の進展に向けて取り組む。 ・地域の課題解決を図るためにより多くの市民が主体的に事業へ関わられるよう、SNSなどの活用も含めた情報提供の仕組みづくりに取り組むなど、協働事業の推進に引き続き努めるとともに、市民協働に対する知識や理解を深め、さらに意識を高めていく。
01-02 市民と行政の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の知る権利を保障し、より一層の行政の透明性・公平性の確保を図ることで、市民と行政の情報の共有化を進める。 ・ICT技術の活用により、効率的な行政運営を進めるとともに、情報公開制度の適正な運営を図り、だれもがいつでも市政の情報を入手できる体制づくりを行う。また職員一人ひとりが市民の立場に立った、より効果的な情報発信の手法について検討を重ねることで、情報発信力を強化し、市民との情報共有を進める。 ・高齢者、障害者、外国人、子どもたちなど、だれにとっても分かりやすく充実したものになるよう配慮しながら、情報のバリアフリー化、ウェブ・アクセシビリティの向上に努め、ホームページや広報紙などを活用し、市の情報発信力を高める。 ・市民意見を広く聴取する機会として、市民アンケートやご意見箱、パブリックコメントを実施しているが、そうして聴取した市民意見を市政に反映させるため、ホームページの利便性を生かし、市民がより多くの声を届けやすい仕組みなどを活用して、市民生活の向上に努める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	ふるさととして愛着を持っている市民の割合	%	66. 2	70. 0	未把握
2	住み続けたいと思っている市民の割合	%	82. 6	81. 8	未把握
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト					
項目	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
本施策を構成する事務事業数	本	12	13	15	
トータルコスト	千円	66,519	64,969	68,553	
事業費（内書き）	千円	29,426	26,100	30,301	
人件費（内書き）	千円	37,093	38,869	38,252	

4 基本事業について (1~3)		
	令和3年度に向けた方向性	
1	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題は市民活動団体と行政が協働を担う組織としてともに主体となって解決するものであるが、これまでは各課で個別にそうした取り組みが進められているものの、協働事業全体の把握がなされていなかった。 ・全庁的に協働事業の洗い出しを行った上で市として横断的に協働事業をとらえることとし、これまで実施してきた協働事業について市民活動団体と行政との役割の検証を行っている。 ・今後も全庁的な協働事業の振り返りを行うとともに職員研修を行い、市民活動団体と行政との役割を確認していくことが必要である。 	<p>令和3年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な協働事業の把握、市民活動団体との行政の役割についての整理を毎年度、行っている。この整理を踏まえて今後は協働事業をより精査していくとともに、協働事業に対する職員の意識啓発と協働事業を発展させていくための体制の構築に向けた取り組みを検討していく。 ・「協働の指針」に基づき各種の取り組みを実施していく。
2	<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供として、広報紙、ホームページ、SNS、庁舎内市政情報コーナー、報道機関への情報提供、情報公開制度などの施策を実施している。 ・CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、作成者向けのCMS操作及びウェブアクセシビリティについて職員研修を行い、効果的なホームページ運営を行っている。 ・市政情報コーナーの配架資料について点検、データベース化を実施し、図書館の蔵書検索システムでの検索が可能となっている。 ・財政公表事務はこれまで、地方自治法及び財政状況の公表に関する条例によって実施しているが、国から決算情報等の市民への情報公開の推進が求められていることから、「東久留米市の予算（わかりやすい版）」を作成し、また予算書（当初予算、補正予算）をPDF化してホームページに公表して充実努めている。市政情報コーナーでの閲覧資料についても改善を図っている。 ・地方公会計については、平成30年4月から日々仕訳方式による複式簿記を導入し、国が示した統一的な基準に基づく財務書類を市民向けに解説を付けて公表している。 ・公文書が増えている中、行政のデジタル化を進めることにより、効率的な管理が必要となっている。 	<p>令和3年度に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加・情報提供の指針」に基づき各種の情報提供手段・媒体を積極的に活用し、情報の共有を図っていく。 ・行政のデジタル化により、公文書の効率的な管理を進めるとともに、情報提供にあたっては、年齢や障害の有無等に関係なく、誰でもわかりやすく充実した情報を提供できるよう配慮するとともに、発信媒体の特性を生かした情報発信を行っていく ・地方公会計に係る財務書類の活用について引き続き検討していく。
3		

4 基本事業について (4~5)	
	令和3年度に向けた方向性
4	
5	

5 令和3年度に向けた施策方針
<p>【第5次長期総合計画における施策名「協働によるまちづくりの推進」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働の指針」に基づき、今までの協働事業についての検証・課題の整理を行い、これからの協働事業の進展に向けて取り組む。 ・「市民参加・情報提供の指針」に基づき、広報ひがしくるめや市ホームページ等を活用していくなかで、CMSやSNSをさらに効果的に活用し、市で実施する事務事業の情報発信に努めていく。 ・ICT技術を活用し、効率的な行政運営を進めるとともに、情報提供にあたっては、積極的に情報アクセシビリティへの対応を図っていく。

6 令和3年度の施策の位置づけ
—————